

大学共同利用機関法人自然科学研究機構内部統制委員会規程

平成27年4月1日

自機規程第103号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構内部統制規程（平成26年自機規程第102号）第6条の規定に基づき、内部統制委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、内部統制に関する重要事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、機構長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

4 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者とする。

一 理事

二 各機関の長

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

